

以下の身体障害者手帳（聴覚障害）の等級に該当する場合、中等度難聴者補聴器購入費助成の対象になりません。

身体障害者手帳（聴覚障害）の範囲	
級別	障害等級表
1級	
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの
3級	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの
4級	<ol style="list-style-type: none">1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
5級	
6級	<ol style="list-style-type: none">1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの (40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの)2. 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの